※Ａ４サイズで印刷して使用してください。

被 扶 養 者 調 書

【 申請するご家族が、妻・子（16 歳未満の者及び 16 歳以上の学生）の場合は提出不要 】

質問 1）今回被扶養者として申請するご家族（以下、認定対象者）はどなたですか？（該当者に〇で囲んでください）

1.夫　2.子　3.父母　4.祖父母　5.孫　6.兄弟姉妹　7.義父母　8.その他（　　）

質問 2）認定対象者に配偶者はいますか？

☐ 配偶者はいる　⇒　その配偶者の扶養家族になれない理由：……

☑ 配偶者はいない

質問 3）質問 1 で 4～8 に該当した方について、優先扶養義務者（※）はいますか？

☐ 優先扶養義務者はいる⇒扶養家族になれない理由：……

☑ 優先扶養義務者はいない

※優先扶養義務者

4.祖父母…子、5. 孫…父または母　6. 兄弟姉妹…父または母、7. 義父母…子（被保険者の配偶者）

8.その他…被保険者以外の三親等内の親族

質問 4）今回申請する具体的理由と認定対象者の現在の生活状況について教えてください。

母はパートをしているが、収入が少ないため、国民健康保険から扶養に切り替えたい。

その他の例：「離婚をし、夫の扶養から外れたため。現在、収入は年金収入のみ」

「働いていた会社を辞め、収入がないため。体調が悪いので求職活動はしていない」

質問 5）認定対象者が現在加入している健康保険の種類を教えてください。

☑ 国民健康保険　☐ 任意継続被保険者　☐ 被扶養者（健康保険・各種共済組合）

☐ 各種共済組合　☐ その他（　　）

質問 6）認定対象者は現在働いていますか？

☐ 働いていない

☑ 働いている　⇒　1 ヶ月の収入額：**４～５万**円

質問 7）認定対象者の申請の理由が「退職」による場合は雇用保険の受給状況について教えてください。

☐ 現在、雇用保険を受給中です

⇒ **基本手当日額が 3,612 円以上（60 歳以上は 5,000 円以上）の方は、雇用保険受給中の扶養申請はできません。雇用保険受給終了後に申請してください。**

☐ 現在、雇用保険を申請中です

⇒ **雇用保険の受給を開始しましたら、扶養からはずす手続きをしてください。ただし、基本手当日額が 3,612 円未満（60 歳以上は 5,000 円未満）の方は、引き続き扶養可能です。**

☐ 雇用保険の受給期間を延長する予定です　⇒　延長申請理由：……

☐ 雇用保険の受給は終了しました

☐ 雇用保険には加入していませんでした

☐ 病気で働くことができないので、雇用保険は受給しません
⇒ 傷病手当金は受給していますか？ → ☐ 受給していない
☐ 受給している（受給額：1 日あたり＿＿＿＿＿＿円）
☐ 申請中（受給見込額：1 日あたり＿＿＿＿＿＿円）

※傷病手当金の日額が 3,612 円以上（60 歳以上は 5,000 円以上）の方は、傷病手当金受給中の申請はできません。傷病手当金受給終了後に申請してください。

☐ その他 ⇒ 具体的理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質問 8）認定対象者が年金受給年齢に達している人で、年金収入がない場合は、年金を受給しない（できない）理由をご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質問 9）**【 認定対象者が夫・子の場合は記入不要 】**

あなたに兄弟姉妹等（同居・別居問わず）はいますか？
☐ いません
☑ います ⇒ その方を下表にご記入ください。また、認定対象者へ生活費の援助をしている場合は援助の金額もご記入ください。

氏　名	続柄	年齢	年収	住　所	援助の金額/年　単位：円
健保　一郎	**兄**	**35**	**420,000**		**○○　円**

質問 10）質問 9 に記載した兄弟姉妹等が、認定対象者を扶養できない理由をご記入ください。

兄は別居し自分の世帯（妻・子）と暮らしている。
兄は収入を自分の家族の生計維持に充てていて、母に仕送りはしていないため。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

質問 11）あなたと認定対象者の収入（※）についてご記入ください。

（年金は、遺族・障害・恩給・基金等含む）

氏　名	続柄	年齢	職業	年間収入　単位：円				
				給与	年金	営業・家賃 農業収入	その他 （　　）	収入計
健保　太郎	本人	**28**		**3,450,000**				**3,450,000**
健保　寿子	**母**	**55**	**ﾊﾟｰﾄ**	**540,000**				**540,000**

※「収入」とは、給与（賞与・交通費含む）・年金などの事で、一時的な収入（退職金・賞金・配当金・保険の払戻金・相続など）は、ここでいう「収入」とはみなしません。また、「収入」とは「総収入」のことで「所得」ではありません。「年間収入」とは税法上とは異なり、現在から向こう１年間の収入見込額のことです。

質問 12）認定対象者の収入は、下記①と②の扶養認定基準内ですか？

① 年間収入が 130 万円（月額 108,334 円）未満であること
（60 歳以上及び障害者の方は 180 万円（月額 150,000 円）未満であることとなります）
② 同居の場合　年間収入が被保険者の年収の 1/2 未満であること
別居の場合　年間収入があなたからの仕送り額未満であること

☑ は　い
☐ いいえ　⇒　扶養申請はできません

質問 13）認定対象者とあなたが別居している場合、その理由を教えてください。

別居の理由　⇒.....

送金額　　⇒　１ヶ月あたり：　　円

※別居の理由が「単身赴任」以外のときは、直近３ヶ月分のあなたからの送金証明（送金内容の証明できるもの）と「仕送り額に関する誓約書」の提出が必要となります。また、あなたからの送金額（年額）が、認定対象者の年収を上回る必要があります。

上記内容に虚偽があった場合には、扶養認定日に遡り被扶養者の資格喪失をされても異議はありません。その間にかかった医療費健保負担分等は返還致します。尚、就職した場合や収入に変動等があった場合は、速やかに連絡します。

令和　　年　　月　　日

被保険者等 記号＿＿＿　番号＿＿＿＿＿＿　被保険者氏名　**健保　太郎**